

《お知らせ》

免許手続規則の官報誤りについて

平成 30 年 10 月 4 日付官報第 217 号で公布された総務省令第 58 号（電波法施行規則等の一部を改正する省令）の官報誤りについては、平成 30 年 12 月 19 日付官報第 7413 号により正誤が公告されたので、以下のとおり関係部分のみお知らせします。

- 1 87 ページ 改正後欄 7 行目 「規定がある無線局」 → 「規定の適用がある無線局」
- 2 195 ページ 改正後欄の表中 「□150MHz 送受信 (AM)」 → 「□150MHz 送受信機 (AM)」
- 3 196 ページ 改正後欄中

「

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 (注) 9 10 (注) 11 12 13 14 (注) 15 16 (注) 17 (注) 18 (注) 19 (注) 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	(注) 遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 (注1) 5 6 7 8 (注2) 15 19 (注2) 20 28	(注1) 遭難自動通報局を除く。 (注2) 遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。



「

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 (注) 5 6 7 8 15 19 20 28	(注) 遭難自動通報局を除く。

」